

平成 30 年度横浜市税制調査会答申について

横浜みどり税については、5月29日の政策・総務・財政委員会において、概要とこれからの緑の取組（案）について、ご報告させていただきました。

7月25日、横浜市税制調査会から市長に対して、「平成30年度横浜市税制調査会答申-平成31年度以降の横浜みどり税-」が手交されましたので、その概要についてご報告します。

1 横浜市税制調査会について

(1) 税制調査会の委員

横浜市附属機関設置条例に基づき設置された附属機関で、担当事務は「横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等についての調査審議に関する事務」であり、現在の委員の任期は平成30年4月1日から平成32年3月31日までとなっています。

氏名	所属等
青木 宗明 <座長>	神奈川大学 経営学部教授
上村 雄彦	横浜市立大学学術院 国際総合科学群教授
柏木 恵	キャノングローバル戦略研究所 研究主幹
川端 康之	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授
柴 由花	常葉大学 法学部教授
星野 菜穂子	和光大学 経済経営学部教授
望月 正光	関東学院大学 経済学部教授

(2) 市長からの諮問事項

平成30年4月25日に市長から、「横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等」、特に、「平成31年度以降のこれからの緑の取組における横浜みどり税を含めた税財源の取扱い」について、意見を求めることを諮問しました。

(3) 開催実績

日程	主な議題
第1回平成30年4月25日	1. 委嘱状交付式 2. 諮問 3. その他
第2回平成30年5月28日	1. 31年度以降の横浜みどり税の取扱いについて
第3回平成30年6月14日	
第4回平成30年6月20日	
第5回平成30年7月4日	
第6回平成30年7月18日	
平成30年7月25日	【答申】平成30年度横浜市税制調査会答申

2 横浜みどり税の取扱いに関する答申の概要について

(1) 答申の概要について

別紙1「平成30年度横浜市税制調査会答申の概要」のとおり

(2) 横浜みどり税の用途及び必要額

別紙2「これからの緑の取組の事業費一覧」のとおり

第1章 現行の取組(第2期横浜みどり税)の検証

第2期横浜みどり税の検証にあたって、**全てゼロベースで検証し直すことにした**。そして、横浜みどりアップ計画の成果や、財政及び行財政改革等の取組状況について、点検と実績評価を行った。その結果、**第2期横浜みどり税は、課税の根拠及び税制について適正であったと結論付ける**。

施策の成果(横浜みどりアップ計画)	
取組の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全制度による新規指定等の面積は、この計画期間のうち4か年で328.4haであり、確実に指定面積が増加している。 横浜みどりアップ計画が開始された平成 21 年度以降、課税地目山林面積の減少が鈍化している。 横浜みどり税の導入により、不測の事態等による買取り希望に対して確実に対応してもらえる安心感などを背景に、樹林地の指定促進が着実に進んでいる。
取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる	<ul style="list-style-type: none"> 市内の水田の9割にあたる 119.8ha を保全することができた。 収穫体験農園・農園付公園についても着実に整備が進んでいる。
取組の柱3 市民が実感できる緑をつくる	<ul style="list-style-type: none"> 地域が主体となって、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、実行する取組が市内の 42 地区で実施されている。
財政及び行財政改革等の取組状況	
<ul style="list-style-type: none"> 横浜市の財政状況は、市税収入がかつてのような伸びを確保することが難しい状況が続いているが、財政の健全性を維持し、持続可能な財政運営の推進に取り組んでいる。 厳しい財政状況を踏まえ、事業評価を踏まえた事務事業の見直しに取り組んでいる。 	

第2章 第3期横浜みどり税の継続の是非

次期横浜みどりアップ計画の詳細な内容と今後の行財政改革等の取組の方向性についての確認を行い、施策の重要性・必要性、超過課税による財源の確保が必要であることを確認した。第3期横浜みどり税について、具体的な税制の検討を行った結果、**現行の形を継続することが適当であると判断した**。

施策の重要性		今後の行財政改革等の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 横浜市は、依然として高い開発圧力にさらされており、樹林地の減少に歯止めをかけるために、引き続き樹林地の指定、買取りに取り組む必要がある。 水田の保全や農園付き公園等の整備についても継続することが妥当である。 街路樹を再生し、街路樹による良好な景観づくりを目指す取組は、実施すべきである。 		<ul style="list-style-type: none"> 今後、市税収入の増加を上回る社会保障経費の増加が見込まれ、財政運営において一層厳しさが増すことが見込まれる。 徹底した事業見直しや内部管理業務の事務の効率化など「不断の行政改革」を行うとともに、データやICTを活用した効率的・効果的な行政運営を推進する。
横浜みどり税条例における税制案		
横浜みどり税	課税手法	<ul style="list-style-type: none"> 緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及ぶため、引き続き、市民税(個人・法人)均等割の超過課税を採用すべき。
	課税期間	<ul style="list-style-type: none"> 次期みどりアップ計画の計画期間と同じ5年間という期間設定で適当。
	税率	<ul style="list-style-type: none"> 次期横浜みどりアップ計画における横浜みどり税の必要財源額を約 136 億円と積算した。 全てを市民税(個人・法人)均等割超過課税によってまかなうこととした場合、個人の税率は 900 円、法人は規模等に応じた均等割額の9%相当額(4,500 円～270,000 円)になると試算。
追加措置	固定資産税等の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 市街地等の緑化誘導や農地の維持保全に対するインセンティブとして一定の成果は出ており、緑地や農地の維持管理負担を引き続き軽減することが適当。
	市民参画	<ul style="list-style-type: none"> 超過課税の用途について、公募市民を含めた委員が市民の立場でしっかりとチェックを行っているなど、期待された通りの成果を収めており、引き続き設置が必須。

第3章 国税・森林環境税の問題点と横浜みどり税との関係

○ 国税・森林環境税の概要 (平成 30 年度与党税制改正大綱:平成 29 年 12 月 14 日)

1. 国税・森林環境税の創設		2. 森林環境譲与税の創設	
目的	パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から	譲与総額	国税・森林環境税の収入額(全額)に相当する額
納税義務者等	国内に住所を有する 個人に対して課する国税	譲与団体(市町村)	市町村及び都道府県 [平成 31 年度から譲与] 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
税率	1,000 円(年額)	譲与基準(市町村)	総額の9割に相当する額を私有林人口林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分
賦課徴収	市町村が 個人住民税と併せて賦課徴収[平成 36 年度から課税]		

○ 国税・森林環境税の問題点

賦課徴収の問題点	<ul style="list-style-type: none"> 国税であるにもかかわらず賦課徴収は市町村が個人住民税と併せて行い、都道府県を経由して全額を国に払い込む変則的な制度となっている。
応益性を課税根拠とする問題点	<ul style="list-style-type: none"> 森林環境税は、納税義務者に一律に定額を課す税であり、応益的な税である。地方税であれば、「応益性」*1と「負担分任」*2という考えは適正な理論であるが、国税においては認められない*3。 地方税法の規定は、非課税の基準及び減免の基準について、自治体間で一律の規定になっていない。そのため、国税・森林環境税を市町村が賦課徴収するというのであれば、国税であるにも関わらず、自治体間で非課税・減免の基準が異なることになる。国税において、居住する自治体によって納税者に不公平が生じてはならないことである。 *1 応益性:自治体サービスからの受益に応じて税を負担する考え方。 *2 負担分任:地域的に限定された自治体の活動経費はできるだけ住民が皆で出し合うという考え方 *3 一般的に国税は、応能負担(負担する能力のあるものが負担する)が原則であると言われている。
課税の目的・理由が曖昧であるという問題点	<ul style="list-style-type: none"> 森林環境譲与税の配分基準では、「人口基準」も採用されているために、大都市ほどより多く配分されることになる。大都市には、整備すべき森林が存在することは想定できないため、課税の目的が配分基準との関係性から曖昧になっている。

○ 横浜みどり税との関係及び森林環境譲与税の用途

- 総務省の「森林吸収源対策税制に関する検討会」の報告書によると、**国税・森林環境税の目的は、林業経営の成り立たない森林の整備である**。横浜みどり税の目的である都市部の樹林地の保全・都市緑化の推進とは全く関わりを持たず、両者は無関係である。
- 森林環境譲与税の**横浜市への譲与額は、31年度は1.4億円で、平年度化する45年度は4.8億円と試算される**。
- 横浜市における森林環境譲与税額の用途について、国税・森林環境税の本来の目的は、**経済・商業ベースで林業が成り立たない森林を、市町村が介在して整備することであり、この目的に適合する森林環境譲与税の用途は、整備されにくい森林の整備に努める中山間地自治体の事業を支援することである**。大都市自治体としては、**中山間地自治体の森林整備事業で生み出された国内産木材を消費地として購入・利用することである**。

これからの緑の取組の事業費一覧

(単位：百万円)

取組の柱	事業	取組	5か年事業費	内訳	うち一般財源		うち国費・市債
					うちみどり税必要分	うちみどり税以外	
市民とともに次世代につながる森を育む	①緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	・緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	32,682	32,682	4,084	2,853	25,745
	②良好な森の育成	・森の多様な機能に着目した森づくりの推進	3,606	3,076	2,313	763	-
		・指定した樹林地における維持管理の支援		530	530	-	-
	③森を育む人材の育成	・森づくりを担う人材の育成	130	75	75	-	-
		・森づくり活動団体への支援		55	50	5	-
	④市民が森に関わるきっかけづくり	・森の楽しみづくり	330	100	100	-	-
・森に関する情報発信		230		30	200	-	
小計			36,747	36,747	7,181	3,821	25,745
市民が身近に農を感じる場をつくる	①良好な農景観の保全	・水田の保全	1,195	490	190	300	-
		・特定農業用施設保全契約の締結		10	-	10	-
		・農景観を良好に維持する活動の支援		542	111	431	-
		・多様な主体による農地の利用促進		153	153	-	-
	②農とふれあう場づくり	・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	2,513	2,452	829	75	1,548
		・市民が農を楽しむ支援する取組の推進		61	-	61	-
③身近に農を感じる地産地消の推進	・地産地消にふれる機会の拡大	293	293	-	293	-	
④市民や企業と連携した地産地消の展開	・地産地消を広げる人材の育成	67	25	-	25	-	
	・市民や企業等との連携		42	-	42	-	
小計			4,067	4,067	1,283	1,236	1,548
市民が実感できる緑や花をつくる	①まちなかでの緑の創出・育成	・公共施設・公有地での緑の創出・育成	5,482	690	-	690	-
		・街路樹による良好な景観の創出・育成		2,910	2,910	-	-
		・シンボリックな緑の創出・育成		1,789	497	20	1,272
		・建築物緑化保全契約の締結		5	-	5	-
		・名木古木の保存		88	74	14	-
	②市民や企業と連携した緑のまちづくり	・地域緑のまちづくり	713	446	446	-	-
		・地域に根差した緑や花の楽しみづくり		209	-	209	-
		・人生記念樹の配布		58	15	43	-
③子どもを育む空間での緑の創出・育成	・保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成	414	414	67	347	-	
④緑や花による魅力・賑わいの創出・育成	・都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり	2,712	2,712	1,119	1,593	-	
小計			9,320	9,320	5,128	2,921	1,272
効果的な広報の展開	①市民の理解を広げる広報の展開	・計画の周知や実績報告	80	80	-	80	-
総計			50,214	50,214	13,592	8,057	28,565

【注1】 事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。

【注2】 端数調整により、合計値が整合しない場合があります。